

令和 6 年
9 月高浜市議会定例会
議 案 書

同意第 4 号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- | | | | | |
|---|---|---|--------|-------|
| 1 | 住 | 所 | 高浜市春日町 | |
| 2 | 氏 | 名 | 江坂徳峰 | （42歳） |

提案理由

この案は、教育委員会委員磯貝政博氏が令和 6 年 9 月 30 日で任期満了となるので、新たに委員を任命するためであります。

議案第 49 号

高浜市住民投票条例の一部改正について

次のとおり高浜市住民投票条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市住民投票条例の一部を改正する条例（案）

高浜市住民投票条例（平成 14 年高浜市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項

第 10 条ただし書中「文書で」を削る。

第 11 条第 1 項中「同日」の次に「（同日が地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合には、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日）」を加える。

第 19 条第 1 項中「次の各号」を「公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 1 項各号」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項第 3 号中「要介護 4」を「要介護 3、要介護 4」に改め、同項第 4 号中「居住している者」の次に「又は区域外に旅行若しくは滞在している者」を加え、同項第 5 号中「高浜市の区域外にある」を削り、「入所している者」の次に「（規則で定めるところにより、郵便等によらない不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた者を除く。）」を加え、同条第 3 項中「（投票資格者に限る。）」を削る。

第 22 条ただし書中「又は不当に干渉されるもの」を「不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるもの」に改める。

第 27 条中「公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）」を「公

職選挙法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、公職選挙法の一部改正に準じて、所要の規定の整備を行う等のためであります。

議案第 5 0 号

高浜市税条例の一部改正について

次のとおり高浜市税条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市税条例の一部を改正する条例（案）

高浜市税条例（昭和 2 9 年高浜町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人のりのりフットワークの項中「二池町一丁目 8 番地 5」を「二池町一丁目 8 番地 6」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、特定非営利活動法人のりのりフットワークの所在地の変更に伴い、所要の規定の整備を行うためであります。

議案第 5 1 号

高浜市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり高浜市国民健康保険条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

高浜市国民健康保険条例（昭和 3 4 年高浜町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

この案は、国民健康保険法の一部改正により被保険者証が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行うためであります。

議案第 5 2 号

市道路線の認定について

次の路線を高浜市道路線として認定したいから、道路法（昭和 27 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
8 2 9	論 地 2 7 号 線	高浜市論地町二丁目 5 番 3 1 7 地先	高浜市論地町二丁目 5 番 5 5 地先	
8 3 0	論 地 2 8 号 線	高浜市論地町二丁目 5 番 1 2 4 地先	高浜市論地町二丁目 5 番 9 5 地先	
8 3 1	論 地 2 9 号 線	高浜市論地町二丁目 5 番 1 0 2 地先	高浜市論地町二丁目 5 番 2 9 地先	
8 3 2	春 日 7 号 線	高浜市春日町五丁目 6 番 5 地先	高浜市春日町五丁目 6 番 6 地先	

提案理由

この案は、開発行為等により設置された道路の市への帰属等に伴い、市道路線として認定するためであります。

議案第 5 3 号

令和 5 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

令和 5 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金 1 億 9 , 4 7 1 万 4 , 5 9 0 円のうち 5 , 2 6 6 万 4 , 9 9 4 円を減債積立金に積み立て、3 , 8 0 0 万円を建設改良積立金に積み立て、1 億 4 0 4 万 9 , 5 9 6 円を資本金へ組み入れるものとする。

提案理由

この案は、令和 5 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるためであります。

議案第 5 4 号

高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例（案）

高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例（昭和 5 1 年高浜市
条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表高浜南部老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、高浜南部老人憩の家を廃止するためであります。

議案第 55 号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 高取小学校給食施設改築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 変更前 5億6,980万0,000円(税込み)
変更後 5億5,836万0,000円(税込み) |
| 4 | 契約の相手方 | 愛知県高浜市二池町五丁目5番地7
都築建設工業株式会社
代表取締役 都 築 実 |

提案理由

この案は、高取小学校給食施設改築工事について、既存給食室解体工事の取止めによる減額に伴い、工事請負契約を変更するためです。

議案第 5 6 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産の取得について、追認の議決を求めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 取 得 財 産 | 小学校教師用教科書及び指導書（令和 2 年度） |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 | 取得予定価格 | 2, 3 9 3 万 3, 2 7 9 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額
2 1 7 万 5, 7 5 2 円） |
| 4 | 契 約 日 | 令和 2 年 4 月 1 日 |
| 5 | 取得の相手方 | 安城市御幸本町 1 4 番 1 4 号
有限会社日新堂書店
代表取締役 加藤 登志雄 |

提案理由

この案は、令和 2 年度の小学校教師用教科書及び指導書の買入れについて、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決（追認）を経るためであります。

議案第 5 7 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産の取得について、追認の議決を求めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 取 得 財 産 | 小学校教師用教科書及び指導書（令和 6 年度） |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 | 取得予定価格 | 2, 5 3 3 万 7, 5 0 4 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額
2 3 0 万 3, 4 0 9 円） |
| 4 | 契 約 日 | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| 5 | 取得の相手方 | 安城市御幸本町 1 4 番 1 4 号
有限会社日新堂書店
代表取締役 加藤 登志雄 |

提案理由

この案は、令和 6 年度の小学校教師用教科書及び指導書の買入れについて、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決（追認）を経るためであります。

議案第 5 8 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産の取得について、追認の議決を求めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- 1 取得財産 小中学校教師用教科書及び指導書（令和 6 年度）
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 2, 0 6 2 万 7, 4 8 3 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額
1 8 7 万 5, 2 2 5 円）
- 4 契約日 令和 6 年 4 月 1 日
- 5 取得の相手方 高浜市青木町四丁目 1 番地 2 5
株式会社不二商会
代表取締役 都築 孝雄

提案理由

この案は、令和 6 年度の小中学校教師用教科書及び指導書の買入れについて、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決（追認）を経るためであります。